

# 湯沢地区住宅用地分譲要綱

1. 場 所 八幡平市松尾第 25 地割 59 番 2 (別図による)
2. 地 目 宅 地
3. 区画数及び面積 1 区画 ① 475.06 m<sup>2</sup>
4. 価 格 2,141,570 円 (1 m<sup>2</sup>当り 4,508 円)
5. 募集期間 随時受け付け
6. 分譲を受けることのできる者
  - (1) 居住を目的とする個人であること。
  - (2) 法人、投機目的、転売目的の者でないこと。
7. 分譲の条件
  - (1) 土地売買契約締結の日から 3 年以内に建物を完成させ、入居すること。
  - (2) 八幡平市の承認を受けないで、地上権、質権等の設定及び所有権の移転をしてはならない。
8. 分譲の申込み
  - (1) 分譲を希望する者は、湯沢地区住宅用地分譲申込書により市長に申込むこと。
  - (2) 同一区画内に複数の申込みがある場合には、抽選により決定する。
9. 土地の引渡し 土地の引渡しは、現状のままとする。
10. 契約、代金支払方法、登記等
  - (1) 契約は、分譲決定の日から 7 日以内に行うものとし、買受人は契約と同時に代金の 10%を手付金として、市が発行する納入通知書(以下、「納入通知書」という。)により納入すること。  
なお、この手付金は分譲代金に算入するものとする。
  - (2) 分譲代金は、契約した日から 30 日以内に納入通知書により納入すること。
  - (3) 所有権移転の登記手続きは、分譲代金の全額が納入された後、市が代行する。  
登録免許税、手数料は、買受人の負担とする。
11. 敷地の整備状況
  - (1) 上水道 各区画内に止水栓まで配管済
  - (2) 下水道 各区画内に汚水柵まで配管済
12. 工事費負担金等
  - (1) 八幡平市農業集落排水事業分担金条例により、土地代金納入と同時に工事分担金として 150,000 円を納入通知書にて納入すること。